

自動車およびオートバイの現地生産に 関する制度調査

(カメルーン)

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)アビジャン事務所が現地法律事務所 Houda Law Firm に作成委託し、2025年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Houda Law Firm は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Houda Law Firm が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

アビジャン事務所

E-mail：CDA@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a stylized, bold, serif font. The letters are black and set against a white background within a rectangular box.

1. キット生産 (SKD / CKD) について

キット生産には以下の2種類が含まれる。

SKD (Semi Knock Down) : 半完成状態のキット

CKD (Complete Knocked Down) : 完全分解状態のキット

※SKD と CKD に適用される税率は同一。

自動車の SKD・CKD 事業を行う企業はカメルーン法制度上の「自動車製造・組立会社」とみなされ、税制上の優遇措置を申請可能。一方でオートバイの SKD・CKD 事業のみを行う企業は優遇措置の対象外。

● 適用税率

SKD・CKD は、工業用投入物として、CEMAC 共通対外関税 (CET) のカテゴリ II (原材料及び資本財)¹ に分類される。適用される税率は以下の通りである :

- ・ 輸入関税² : 車両・オートバイの種類及び出力に応じて 10%、20%、30%
- ・ オートバイ (原付を含む) 及び補助エンジン付き自転車 (サイドカーの有無を問わない) : 30% (部品・付属品 : 20%)
- ・ 自動車 (トラクター) : 10%
- ・ 運転手を含む 10 人以上を輸送する自動車 : 駆動軸の種類と数に応じて 10%~30%
- ・ 乗用車及び主に人の輸送を目的として設計されたその他の自動車 : 30%
- ・ 貨物輸送用自動車 : エンジン種類又は最大積載量に応じて 10%~20%
- ・ 特殊用途自動車 : 10%
- ・ 共同体統合税 (CIT) : 1%
- ・ 付加価値税 (VAT) : 19.25%

2. カメルーン経済特区 (ZFI) からの輸出条件

(1) カメルーン国内への輸出

経済特区 (ZFI) (<https://www.onzfi.org/>) 内の企業が国内市場に製品を販売する場合、その販売は「輸入」とみなされる。そのため、販売する企業側 (輸入者) には、

すべての関税と税金の納付義務が発生する。

経済特区（ZFI）内の企業は原則として輸出専業であることから、国内販売については産業開発大臣と通商大臣が共同で発する命令によって、関税・税金の免除が認められる仕組みとなっている。

免税を申請する際は、国家工業自由区域局（NOIFZ）に対して手続きを行い、NOIFZ は申請書の受理証を発行する。その後、同局は申請書と自らの見解を添えて、受理から 5 日以内に産業開発担当大臣および貿易担当大臣へ送付する必要がある。申請書には、製品の仕様（名称・価値）や、輸出向け販売に対する国内販売比率を明記しなければならない。

経済特区（ZFI）内の企業が国内市場で販売できる数量は、その企業の年間総生産量の 20% までに制限されている。また、この方法で販売される製品には、国内税関区域で適用される表示・ラベル付けの規則が課される。なお、請求書発行、技術的な指示、アフターサービス保証については、カメルーン国内の商業活動に関する法律が適用される。

ただし、自由区域内の企業が次の条件のいずれかを満たす場合には、年間 20% を超えて国内販売することが認められる。

- ・国内税関区域で生産されていない商品・サービスを生産している場合
- ・国内市場で供給不足となっている商品・サービスの不足を補う場合
- ・国内税関区域の独占企業が提供している商品・サービスを生産している場合、または独占企業が十分に供給できていない場合
- ・主に国内産の原材料を加工している場合

(2) CEMAC（中部アフリカ経済通貨共同体）域内他国への輸出

経済特区（ZFI）で製造された製品を CEMAC 域内の他国へ流通または輸出する場合、輸出者は現行規制に従って税関当局へ輸出申告を行う必要がある。ただし、製品が CEMAC の特惠制度の承認を受け、原産地証明書が発行されている場合に限り、関税免除で輸出できる。

CEMAC 域内の特惠待遇の条件については、後述の 4. CEMAC 原産地規則を参照。

(3) 経済特区（ZFI）での製造証明

経済特区（ZFI）で製造された製品の輸出／国内市場流通に関しては、主に産業開発担当大臣と貿易担当大臣による共同免税命令書の提出が要求される。

経済特区（ZFI）で製造された製品を他の CEMAC 加盟国に流通・輸出する条件については、あらゆる種類の輸出に必要とされる一般的な書類（輸出業者登録証明書、納税証明書など）に加え、関税免除かつ数量制限なしで輸出するためには、当該製品が CEMAC 特恵関税の対象として承認されていることが必要である。関税法上、原産品としての承認は付与されない。

国内市場での販売には、輸入業務に必要な標準書類、特に正式な通関申告書、商業インボイス、自由区域からの搬出許可書が必要である。

3. 優遇措置

カメルーンでは 2024 年 1 月 1 日から 10 年間、自動車製造・組立企業が輸入する車両部品やコンポーネントについて、課税輸入価額の 50% を控除することを規定している。一方でこの優遇措置は、税関当局と協定を締結した自動車製造・組立企業に限られる。

優遇措置の主な適格条件：

- ・カメルーンにおいて設立され、必要な行政認可（運輸省及び通商省）を保有する車両製造・組立会社であること
- ・カメルーンにおける車両組立又は製造のための投資計画を提出すること
- ・税関当局との間で、当該優遇措置の効果を消費者に還元するため販売価格を相応に引き下げること、及び当該事業計画に基づく義務を遵守することを約束する協定を締結すること

また、オートバイおよび自動車キットの製造は一般税制の対象となり、通常の商業活動に適用される一般的な税制優遇措置を利用できる。

加えて、オートバイ・自動車キット製造企業は、2025 年 7 月 18 日付政令第 2025/002 号（カメルーン共和国の投資奨励制度を定める政令）の条件を満たす場合、同政令で定められた税制優遇措置を申請することができる。

この政令による優遇措置には、特に以下が含まれる。

- ・投資計画に関連する設備・資材の輸入に対する付加価値税の免除
- ・投資計画に直接関連する設備・資材の輸入関税および税金の免除
- ・コンセッション契約に関する登録税の免除

また、優遇措置を受けた企業には当該措置の効果を消費者に還元することを期待される。具体的には、優遇措置の適用を受ける企業が50%減税による財務的利益を販売価格に反映させ、その恩恵が消費者に直接還元されることを意味する。実務上、カメルーン国内で組立・製造された車両の販売価格を、付与された減免額に相当する金額分引き下げをを求めるものである。

さらに、企業は税関当局やその他の管轄当局による監査の際に、この値下げの実施を証明できる必要がある。これは、内部価格設定措置を実施し、コンプライアンスを証明するための適切な文書を保管することを意味する。

4. CEMAC 原産地規則

● 原産地規則適用条件

キット方式（SKD・CKD）で製造したオートバイや自動車は CEMAC 域内での関税免除を受けるには、原産地規則を満たす必要がある。具体的には次のいずれかを満たす製品が対象となる：

① 完全生産品基準

動物、植物、鉱物など自然由来の原料や伝統工芸品に適用される。これらは加盟国で完全に生産されたものとみなされる。

② 原材料組み込み基準

加盟国原産の原材料を40%以上使用して製造された加工品に適用される。すなわち、加盟国内で主に自然由来原材料・伝統工芸品、あるいは第三国からの輸入材や原産地不明材料を含まない原材料を用いて製造された製品が対象となる。

③ 国内付加価値基準

原材料や消耗品に外国産が含まれていても、工場出荷価格（税抜）の30%以上の付加価値が域内で発生していれば、原産品として認められる。

条件を満たす企業によって提出される承認申請書は、CEMAC 加盟国の経済・産業・貿易担当省を通じて CEMAC 委員会に送付され、同委員会が審査の上、CEMAC 閣僚理事会に決定を付託する。ただし、単純な組立作業だけでは原産地の付与には不十分である。

また、CEMAC 原産地規則は経済特区（ZFI）にも適用されるため、当該製品が共同体特惠関税の対象として承認されている場合、他の CEMAC 加盟国への製品流通・輸出は

関税・税金を課さず、可能となる。

注釈1：自動車、トラクター、自転車及びその他の陸上車両、その部品及び付属品は TEC 第 87 章に該当し、HS コード 87 に分類される。

例えば、車両の場合：

- 87.02：運転手を含め 10 人以上を輸送するための自動車
 - 87.03：ステーションワゴン及びレーシングカーを含む乗用車及び主に人の輸送を目的として設計されたその他の自動車（87.02 項のものを除く）；
 - 87.04：貨物輸送用自動車；
 - 87.05：人または貨物の輸送を主目的としない特殊用途自動車（例：故障車搬送車、クレーン車、消防車、コンクリートミキサー車、道路清掃車、散布車、移動式作業場、X 線車）；
 - 87.06 及び 87.07：上記自動車のシャーシおよび車体；
 - 87.08：品目 87.01 から 87.05 までの自動車の部品および付属品。
- オートバイについては、コード 87.11 に税率が定められている。例えば：
- 87.11：オートバイ（原付を含む）及び補助エンジン付き自転車（サイドカーの有無を問わない）

注釈2：輸入関税とは輸入時に支払うべき全ての税を指す。具体的には以下が含まれる。関税（変動税率）、共同体統合税（CIT）、付加価値税（VAT）、物品税（関税評価額と関税を合計した 25% という一般税率が適用される。物品税は、高級車を含む限定されたカテゴリーの製品に適用される。）。